

秦野市議会会議規則の一部を改正することについて

秦野市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 27 年 9 月 18 日提出

提出者	秦野市議会議員	小 菅 基 司
賛成者	同	和 田 厚 行
	同	横山むらさき
	同	相 原 學
	同	横 溝 泰 世
	同	露 木 順 三

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 欠席の届出の規定において、公務、疾病等の欠席理由を例示するとともに、出産に伴う議会の欠席に係る手続を明確にすること。
- (2) 議員定数の削減に伴い、議案の提出及び修正等の動議の提出要件について、地方自治法との均衡を図ること。
- (3) 会議録署名議員の人数を明確にすること。

秦野市議会規則第1号

秦野市議会会議規則の一部を改正する規則

秦野市議会会議規則（平成3年秦野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議員は」の次に「、公務、疾病等により」を加え、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第14条第1項中「所定の賛成者」の次に「（提出議員を含む。）」を加え、「3人以上の賛成者」を「2人以上の賛成者（提出議員を含む。）」に改める。

第16条中「他に2人以上の賛成者」を「他に1人以上の賛成者」に改める。

第17条中「2人以上の賛成者」を「発議者が1人以上の賛成者」に改める。

第88条中「2人以上」を「3人」に改める。

第91条中「委員は」の次に「、公務、疾病等により」を加え、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。